

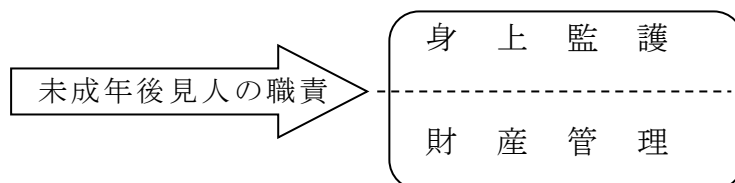


未成年後見人の仕事と責任について

和歌山家庭裁判所

1 未成年後見人の職務

未成年後見人の職務内容は、大きく分けると身上監護と財産管理になります。



・ 身上監護

未成年者が社会人として自立できるよう生活環境に配慮して指導，援助していくことが求められます。

・ 財産管理

未成年者に代わって預貯金に関する取引等，必要な法律行為を行います。未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理し，通帳や証書類を保管するほか，収支計画を立てます（具体的な財産管理の方法については，「財産の管理」を参照してください。）。

2 財産の管理

未成年後見制度は，未成年者を保護する制度であり，未成年後見人は，未成年者のために，十分な注意を払って，誠実にその職務を遂行する義務があります。

(1) 未成年者の財産及び収支の明確化

・ 財産

未成年者の財産（不動産，預貯金，現金，株式，保険金，負債等）を把握してください。後見事務の報告の際，財産目録を提出していただきます。

・ 収支

収入（給与，年金等）及び支出を帳簿や金銭出納帳に記載し，多額の支出については領収証などの裏付け資料を残し，いつでも後見事務の内容を説明できるようにしておいてください。

未成年後見人に選任された早い段階で、現在の収支実績を収支予定表に計上して把握し、未成年者が成人するまでの中長期的な収支計画に基づく財産管理を行ってください。

(2) 未成年者の財産を処分・支出する場合について

- ・ 未成年者の財産と未成年後見人や第三者の財産とをきちんと区別し、混同することがないようにしてください。預貯金をはじめとする財産の名義は、未成年者の名義か「〇〇（未成年者氏名）未成年後見人〇〇（未成年後見人氏名）」という名義のどちらかにしてください。決して未成年後見人の個人名義や第三者の名義にはしないでください。また、複数の未成年者の後見人となる場合には、未成年者ごとに別々の名義で管理してください。
- ・ 未成年後見人は、未成年者の法定代理人として財産の処分などができますが、未成年者に損害を与えないよう、処分の必要性、他の安全な方法の有無、未成年者の財産の額などを考慮して、必要最小限の範囲で行うよう注意が必要です。また、未成年者の財産管理は、安全確実であることを基本とし、投機的な運用は絶対に避けてください。

適切な支出であるかどうかの判断がつかないときは、家庭裁判所に相談してください。

(3) 後見制度支援信託・後見制度支援預（貯）金の利用

未成年者に多額の財産（裁判所が定める一定額以上の預貯金等）がある場合には、後見制度支援信託・後見制度支援預（貯）金の利用を検討していただくこととなります（後見制度支援信託については、パンフレット「後見制度において利用する信託の概要」を、後見制度支援預（貯）金については、「後見制度支援預貯金Q&A」を参照してください。）

3 未成年後見監督

(1) 未成年後見監督とは

家庭裁判所は、未成年後見人が、その職務を正しく行っているかを確認するために、身上監護や財産管理に関する事務の状況について、定期的に未成年後見人に報告を求めます。

未成年後見人には、原則、毎年1回（時期は未成年者の誕生日です。）、家庭裁判所に報告していただきます。家庭裁判所の判断により、未成年後見監督人が選任された場合には、未成年後見監督人に報告していただき、未成年後見監督人による監督を受けます。

～具体的には～

毎年、未成年者の誕生日になれば、未成年後見人において自主的に、未成年者の生活状況や財産状況に関する報告書、未成年者の財産目録、預貯金通帳の写し等を提出していただきます。

そのため、日頃から領収書や取引に関する書類をきちんと整理し、保管してください。また、現金出納帳をつけるなどして、収支状況を記録してください。期限までに提出がない場合、事情説明のための出頭を拒んだ場合、報告内容に大きな問題がある場合などには、新たに未成年後見人が追加されたり、未成年後見人を解任されたりすることがあります。

（未成年後見監督人が選任されたときは、同人の指示により、同人へ提出していただきます。）

(2) 家庭裁判所の許可が必要な場合

ア 未成年後見人と未成年者の利益が相反する（利害関係が生じる）場合
→ 「特別代理人選任の申立て」が必要です。

～利益が相反する場合の例～

遺産分割において未成年者と未成年後見人が共同相続人である場合や、未成年者名義の不動産に未成年後見人が抵当権等を設定する場合など

イ 未成年後見人の報酬を請求する場合

→「報酬付与の申立て」が必要です。

未成年後見人は、職務の内容に応じて、未成年者の財産の中から、一定の報酬を受け取ることができます。

- ・家庭裁判所が、報酬を付与するか否か、報酬額をいくりにするかを決定します。
- ・未成年後見人は、報酬付与の審判がなされた後、認められた金額を未成年者の財産から受け取ることができます。
- ・報酬は後払いとなります。

※ このような手続きを取らず、勝手に未成年者の財産の一部を報酬として受け取ることはできません。

ウ 未成年後見人を辞任する場合

→「未成年後見人辞任許可の申立て」及び「未成年後見人選任の申立て」の両方が必要です。

未成年後見人は「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、未成年後見人を辞任することができます。この場合、新たな未成年後見人を選任する必要があるため、未成年後見人の辞任を希望する未成年後見人は、辞任許可の申立てと同時に、新たな未成年後見人選任の申立てをしてください。

～「正当な事由」があると認められる例～

未成年後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった。

高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた。

4 未成年後見人の責任

未成年後見人には前述のとおり職務を行う義務があり、それに反した場合には、以下の責任を負うこととなります。

(1) 民事上の責任

未成年後見人の故意又は過失により、未成年者の財産に損害が生じた場合は、未成年者に対し、その損害を賠償しなければなりません。

(2) 刑事上の責任

未成年後見人が未成年者の財産を横領した場合など、悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

(3) 未成年後見人解任

未成年後見人に不正な行為や著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所は、未成年後見人を解任することがあります。

5 未成年後見の終了

(1) 終了の事由

未成年後見は、次の場合に終了します。

- ア 未成年者が成年に達したとき
- イ 未成年者が養子縁組したとき
- ウ 未成年者が婚姻したとき
- エ 親権者が現れたとき
- オ 未成年者が死亡したとき

(2) 終了時の事務

ア 戸籍届出

終了後10日以内に未成年者の本籍地又は未成年後見人の住所地の市区町村役場の戸籍係に後見終了届を提出してください。

イ 管理計算の報告

未成年後見の終了から2か月以内に、未成年後見の仕事をするために使った費用の収支計算書を作り、財産目録と一緒に家庭裁判所に提出してください。

ウ 財産の引継ぎ

管理していた財産については、(1)のア又はウの事由で終了する場合は未成年者に、イ又はエの事由で終了する場合は親権者に、オの事由で終了する場合は相続人に、それぞれ引き継いでください。